

# パブリックコメント参考資料

## (仮称) 町田市墓地等の経営の許可等に関する条例（案）の考え方

2011年4月から、東京都が運営する町田保健所は、町田市が運営する保健所となります。

保健所が行っている業務は、飲食店等への監視・指導や新型インフルエンザへの対応等非常に幅広いものですが、その中の一つとして、墓地等（墓地、納骨堂、火葬場）の経営に対する許可があります。

これまで東京都が行ってきた経営許可を町田市が行うにあたり、町田市の実情に応じた許可基準や手続き等を規定した条例を制定します。

この条例（案）の策定にあたり、より多くの市民の方のご意見を伺いたいと考えています。

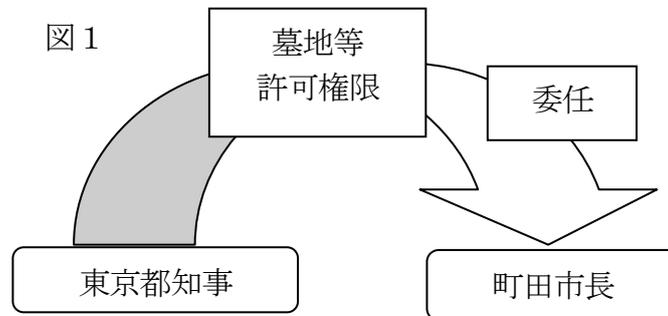
本資料をご参考の上、ご意見をお寄せください。

## 1. 条例制定の経緯

墓地は市民生活にとって必要な施設であり、安定的な経営や周辺的生活環境への配慮が求められます。

墓地、納骨堂及び火葬場（以下「墓地等」といいます。）を経営し、又は経営内容を変更、廃止するときは、「墓地、埋葬等に関する法律」に規定された許可が必要です。墓地等の経営の許可は、法律では都道府県知事の事務とされており、現在、町田市においては、東京都町田保健所が行っています。

2011年4月からの保健所政令市への移行により、町田市が保健所の運営を行うこととなります。墓地等の経営許可権限については、東京都の定める「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、都知事から町田市長へ委任されます（図1）。



町田市では、市街化調整区域が市域の約25%を占めており、2010年1月に施行された「町田市市街化調整区域における適正な土地利用の調整に関する条例」では、市街化調整区域に設置されることが多い墓地について、緑化や立地についての基準を設け、自然環境や景観、生活環境の保護を目的として規制誘導が図られています。

一方、近隣自治体では墓地開発をめぐる周辺住民とのトラブルが発生し、問題となっています。

このような墓地等に対する規制誘導の現状や墓地開発時における周辺住民とのトラブルの防止を考慮し、法律に基づいた公衆衛生の確保、周辺的生活環境との調和を図るためには、町田市の実情に応じた経営許可を行う必要があり、墓地等の経営の許可等の基準を条例で定めます。

## 2. 町田市の墓地等の経営許可の状況

墓地等の経営許可は現在、「墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例」で定める基準に基づき東京都が行っています。

### 東京都の許可基準の概要

#### (墓地等の経営主体)

- (1) 地方公共団体
- (2) 都内又は町田市に隣接する都外の市町村に主たる又は従たる事務所を有する宗教法人
- (3) 墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人・公益財団法人

#### (墓地等の設置場所)

住宅、河川等から墓地までの離隔距離の設定（焼骨の場合は適用外）  
経営主体による土地所有の原則

#### (墓地の構造設備基準)

- (1) 敷地境界には、障壁又は密植した低木の垣根の設置
- (2) 敷地内通路の設置
- (3) 排水路の設置
- (4) ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所、駐車場等の設置
- (5) 墓地面積に対する緑地割合の設定

#### (説明会の開催等)

申請予定者による説明会の開催、隣接住民等との協議の指導

### 市内の墓地等の許可件数（個人墓地を除く） 2009年7月現在

許可件数	墓地	2009年7月現在
	墓地	89件
	納骨堂	8件
	火葬場	1件

## 3. 市民アンケートの結果

経営許可基準検討の参考とするため、2010年3月末から墓地等の経営許可に関し、以下のように市民アンケートを実施しました。

実施期間 2010年3月29日～4月21日

配布数 1,000票

回収数（回収率） 377票（37.7%）

アンケートによると、「住居の近くに墓地が建設される場合に必要な配慮」について、「十分な駐車場を用意し周辺道路が渋滞しないようにする」「墓地等の周囲を緑地にして外から墓が見えないようにする」などの回答が多く寄せられました（図2）。

「墓地等の経営者と周辺住民とのトラブルの防止方法」については、「経営を許可する前に周辺住民に計画内容を十分説明し周知するよう墓地等の経営者に指導する」や「墓地等をつくることのできる区域をあらかじめ設定する」といった回答が多くありました。（図3）

また、お墓を選ぶ際には「墓地の維持管理がしっかりしていることを重視する」という意見が多くありました。

図2 住居の近くに墓地が建設される場合に必要な配慮（複数回答）

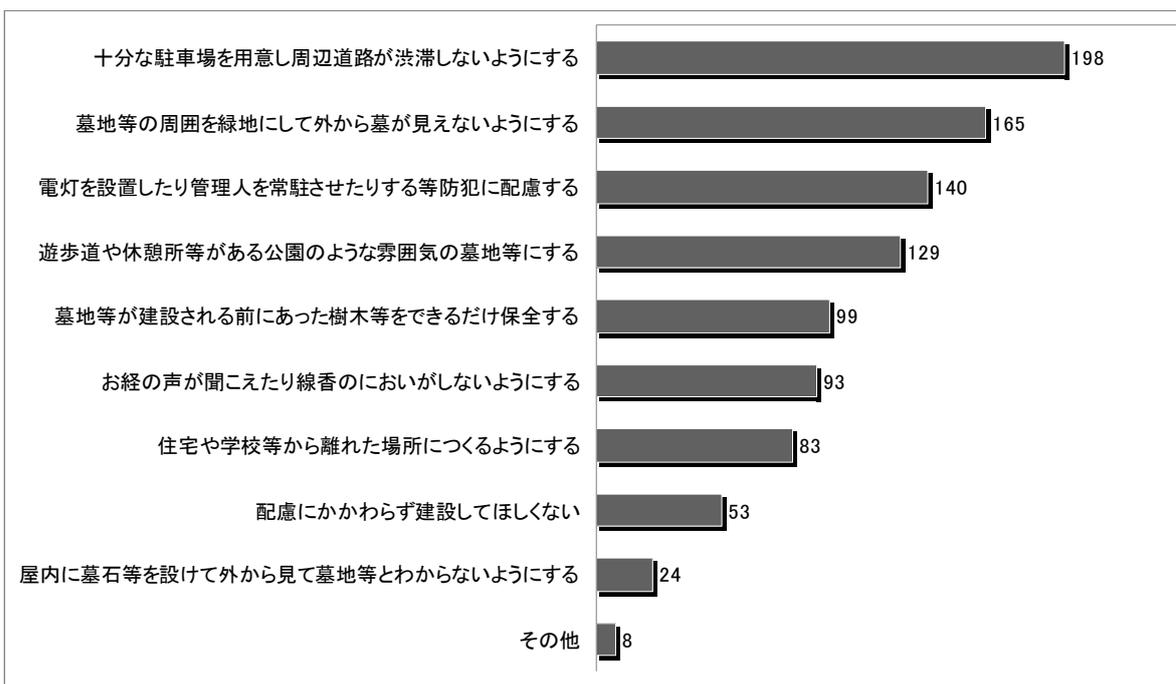
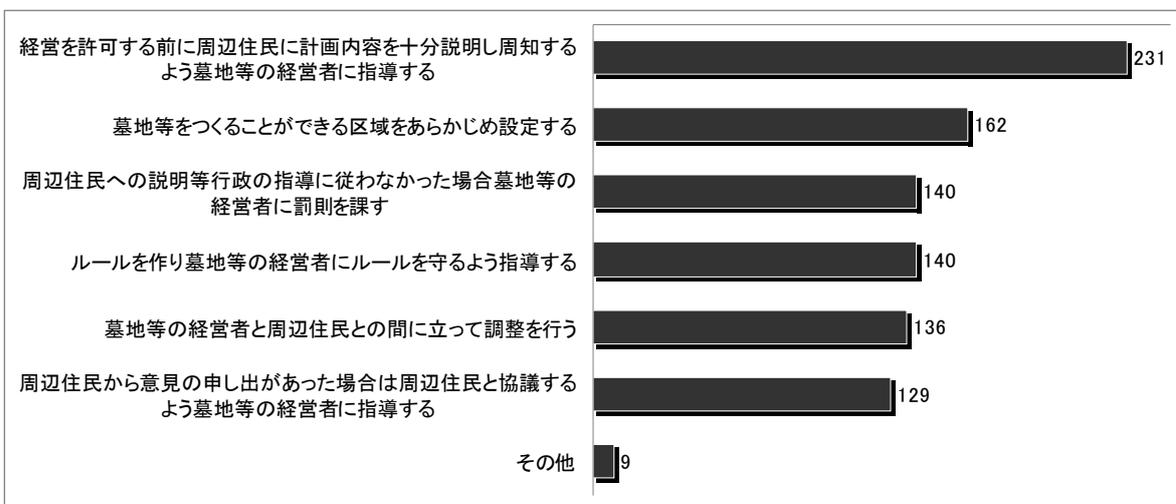


図3 墓地等の経営者と周辺住民とのトラブルの防止方法（複数回答）



## 4. 経営許可に関する基本的な考え方

以下にお示しする経営許可に関する基本的な考え方に基づいて、「墓地等の経営の許可等に関する条例」を定めます。同条例は条例施行後に新設する墓地や、既存の墓地を拡張する場合等に適用します。

### (1) 永続的かつ安定的に墓地経営を行えるよう事業者を求める条件を定めます。

- ・継続的かつ非営利的な墓地経営を行う必要があるため、宗教法人、公益法人、地方公共団体が墓地経営を行えることとします。
  - ・宗教活動の一環としての墓地経営や管理面の観点から、宗教法人、公益法人は主たる事務所を町田市内か隣接市〔八王子市、多摩市、相模原市、横浜市（瀬谷区、青葉区、緑区）、川崎市（麻生区）、大和市〕に置くものを許可対象とします。
  - ・墓地等の永続性の観点から墓地等を設置する区域の土地は、原則として墓地経営者の所有地とします。
- ※ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障が無いと市長が認める場合はこの限りではありません。

### (2) 周辺的生活環境に配慮した質の高い墓地等を確保するため経営許可の基準を定めます。

経営許可基準の項目・内容は以下のとおりです。具体的な基準については、墓地、納骨堂、火葬場ごとに定めます。なお、「町田市市街化調整区域における適正な土地利用の調整に関する条例」において規定している墓地に関する整備基準は、本条例の経営許可基準と調整を図ったうえ、必要に応じて見直しを行います。

#### 経営許可の基準項目等

項目	内容	理由
立地基準	河川、住宅等からの離隔距離の設定	河川、飲料水の汚染等の公衆衛生上、及び周辺的生活環境への影響があるため。
緑化基準	敷地の総面積に占める緑地割合の設定	墓地の景観や良好な環境を保持し、周辺的生活環境との調和を図るため。
敷地境界	境界における障壁、垣根、緑地帯等の整備	
駐車場設置	規模に応じた駐車台数の確保	利用者等の利便性の確保及び交通渋滞の解消等、周辺的生活環境への配慮のため。
接道基準	墓地の敷地に接する道路の幅員の設定	
各種構造設備	敷地内通路の幅員、管理事務所、ごみ集積場、便所、給排水設備等の設置	利用者等の利便性及び良好な施設環境の維持を図るため。

※ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障が無いと市長が認める場合はこの限りではありません。

(3) 周辺住民から最大限の理解を得られるように、周知方法や協議等についての手続きを定めます。

- ・許可申請前に周辺住民等への周知を行う方法を定めます。
- ・周辺住民等に対する説明会の開催を申請予定者に義務付けます。
- ・墓地等の計画について、周辺住民等から意見の申出があった場合、申請予定者に対して周辺住民等と協議するように定めます。

(4) 利用者が安心して利用できるように、経営管理に関する遵守事項を定めます。

- ・利用者と墓地経営者の間で締結する契約書に盛り込むべき項目を定めます。
- ・収支計算書等の帳簿を利用者等が閲覧することができるように、墓地経営に関し帳簿を作成するよう墓地経営者に求めます。

**ご意見をいただきたいのは、ここまでです。**

## 5. 条例（案）の構成

1. 総則	条例の目的を定めます。
2. 経営許可等の手続き	墓地等の経営許可等を受けるまでの手続きを定めます。
3. 周辺住民への事前周知	標識の設置や近隣説明などを定めます。
4. 経営許可基準	墓地等の構造設備基準を定めます。
5. 経営管理	経営管理に関し遵守すべき事項を定めます。
6. 雑則	管理者の講ずべき措置などその他必要な事項を定めます。
7. 附則	施行時期などについて定めます。

## 6. 条例（案）の策定スケジュール

2010年 8月～9月	パブリックコメントの実施
2010年 11月	パブリックコメントの結果と反映 市の考え方の公表
2010年 12月	条例（案）議会上程予定

## 7. パブリックコメント手続き（意見公募）について

（仮称）町田市墓地等の経営の許可等に関する条例（案）の考え方へのご意見を募集します。

### ○案の公表方法

■広報まちだ8月11日号に概要を掲載します。

■8月11日から町田市ホームページに詳細を掲載します。

■下記窓口にて資料を配布します。

健康総務課（市役所森野分庁舎4階）、市民相談室（市役所本庁舎1階）、  
開発指導課（市役所中町第3庁舎3階）、市政情報やまびこ（市役所中町分庁舎1階）、  
市民協働推進課（町田市民フォーラム3階）、各市民センター、木曾山崎センター、玉川  
学園文化センター、各市立図書館、町田市民文学館

※業務時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。なお、市民センター、  
市立図書館、市民文学館の業務時間については、各施設または町田市コールセンター  
（042-724-5656）にご確認ください。

### ○募集期間 2010年8月11日(水) から9月9日(木)

### ○提出方法

①郵送 配布資料に添付してある専用封筒（料金受取人払郵便）を  
利用するか、健康総務課（〒194-0022 町田市森野1-33-10）へ

②ファクシミリ FAX 042-724-3071

③Eメール mcity570@city.machida.tokyo.jp

④上記資料配布窓口への提出（上記※の業務時間内のみ提出できます。）

### ○注意事項

※書式は自由ですが、住所、氏名、電話番号、件名（（仮称）町田市墓地等の経営の許可等  
に関する条例（案）の考え方）をご記入ください。

※電話・窓口での口頭によるご意見はお受けできません。

※ご意見への個別の回答は行いません。

※公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効と  
します。

※寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、町田市広報紙及びホームページ等で  
11月中旬に公表いたします。（公表する際は個人情報を除きます。）

### ○問い合わせ先

町田市いきいき健康部健康総務課 TEL 042-724-4017

FAX 042-724-3071